

#### ① 支払資金の残高

授産施設の場合、支払資金の範囲は社会福祉法人会計基準と異なり、たな卸資産を除く流動資産から流動負債を控除した額とされている（授産施設会計基準注解注 3）。さつき寮授産事業会計の資金収支計算書上の平成 15 年度末支払資金残高は 6,132,830 円となっているが、上記算式の金額とは不一致である。この理由は、期末たな卸資産の金額（商品・製品 1,840,270 円、原材料 2,314,095 円の合計 4,154,365 円）を資金収支計算書の当期材料仕入高から控除してしまったためである。正しい会計処理は、事業活動収支計算書のたな卸資産増減額の科目を使用し、資金収支計算書には反映させない方法であった。

#### ② たな卸資産の評価

たな卸資産の評価方法は、授産施設会計基準注解注 6 により、個別原価法、総平均原価法、最終仕入原価法の何れかの方法により行われなければならない。さつき寮授産事業会計においては最終仕入原価法を採用しているが、監査した結果、一部にそれとは異なる金額で期末たな卸資産が計上されているものがあつた。

##### 1) 最終仕入金額と異なる単価で在庫計上

原材料に計上している平成 15 年ホダ木 6,000 本の評価単価は 195 円であるが、請求書を閲覧したところ、平成 16 年 3 月末に購入した単価は 1 本 193 円（消費税抜き）であった。消費税の経理処理は税込処理を採用しているため、1 本あたり 202.65 円で評価しなければならない。なお、期首在庫は税込 204.75 円で適正に評価されている。

##### 2) 売価による在庫計上

商品在庫（園芸 371,820 円、窯業 1,289,800 円、木工 178,650 円の合計 1,840,270 円）は販売価格（＝売価）で評価し、たな卸資産計上している。販売価格算定のために作成している原価表によれば、例えばシクラメンは定価 800 円、製造原価 427.6 円である。売価による在庫計上は会計理論上適切とは言えず、この原価表の製造原価または品目品種別の売価還元平均原価法による単価で評価しなければならない。

#### ③ 中古固定資産の耐用年数

中古固定資産の減価償却にあたり採用する残存耐用年数は、税法に定められた「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）3①二を適用しているが、平成 14 年 1 月 28 日購入の車輛ボンゴパンの耐用年数は 1 年とされている。同省令には 2 年に満たない場合には 2 年とすることとされているので、平成 15 年度の減価償却費 0 円は誤りで、366,884 円とすべきであった。

#### ④ 固定資産の計上経理区分

EM 活性液製造タンク（平成 15 年 3 月 25 日 600,000 円で購入）や電動ロクロ（平成 14 年 3 月 25 日 118,125 円で購入）は、さつき寮一般会計で購入し、そのまま同経理区分に計上し、減価償却されている（平成 15 年度減価償却費 67,500 円、13,289

円）が、その固定資産の取得目的や利用状況を勘案するに、専ら授産事業のためのものであることから、授産事業特別会計に移管し、減価償却費を負担する必要がある。

なお、前述のとおり、本来は、さつき寮全体に対して授産施設会計基準を適用するのが妥当であると考えられる。

#### ⑤ その他の積立金及び積立預金

その他の積立金は、授産事業会計基準第 35 条 2 項により、理事会の議決に従い積立の目的を示す名称を付さなければならないが、同注解注 14 にはその例として人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金、工賃平均積立金が掲げられている。当会計のその他の積立金には名称が付されていないので、名称を付す必要がある。

また、固定資産のその他の固定資産 4,500,000 円は、銀行定期預金であり、積立金に対応する預金と解釈されるが、これにも名称が付されていない。実質的に過去の活動から獲得された剰余金と思われるので、同会計基準に定める繰越特定預金に近い性質と解釈される。

#### ⑥ 消費税の仕入税額控除

消費税の申告納税は事業団全体で集計して行っている。事業団は 15 年度までは簡易課税方式により申告しているが、みなし仕入税額控除率はすべて第 5 種事業の 50% を使用している。しかし、さつき寮授産事業の中には、他の事業区分に該当するものがあり、より高率の税額控除を受けた方が有利だったと思われる。

	大分類	中分類	事業区分	みなし仕入率
窯業	製造業	窯業・土石製品 製造業	第 3 種事業	70%
しいたけ製造 販売業	農業	食料品製造業	第 3 種事業	70%
タオル販売業	卸・小売業	その他	第 2 種事業	80%
園芸業	農業	その他	第 2 種事業又は 第 3 種事業	70% 又は 80%

#### ⑦ 会計単位、経理区分間の取引

園芸科やクリーニングの授産事業収入には、同一法人間の他の会計単位、経理区分から收受した金額が多く含まれている。取引には消費税が含まれ、その総額を課税標準として簡易課税方式により消費税の申告がなされているが、独立した事業者間の取引ではなく、会計単位間収入、経理区分間収入とすれば消費税の納税額が減少するものとする。

#### 第4 外部監査の結果に添えて提出する意見

##### 1. 第四次青森県行政改革大綱について

平成16年8月に、平成16年度から平成20年度までの5年間における主な取組を内容として、青森県行政改革大綱の改定一次素案が公表された。第一次素案は、青森県の財源不足に対応するため平成15年11月に財政改革プランを策定したが、国の進める「三位一体の改革」による地方交付税額の急激かつ大幅な削減の影響により、県の財政事情は財政改革プラン策定時よりもさらに厳しく、危機的状況を迎えており、行財政の大改革の断行が喫緊の課題であると述べている。続いて、この行財政の大改革は、「公の業務とは何か」、「県の業務とは何か」を根底から問い直し、行財政運営システムの簡素・効率化を推進するとともに、県行政の役割分担の抜本的な見直しを行い、行政の経営革新を図るものとしている。行政改革の具体的な取組方策としては、「自主自立の青森県づくりを支える行財政基盤の確立」、「県の役割の見直しによる行政サービス提供体制の新たな構築」及び「県民の目線に立った成果重視型の行政経営の推進」の三つの側面から論じている。

この改定一次素案で、事業団に関して抜本的な方策が示された。その概要は次のとおりである。

- ・社会福祉に関する研修を県立保健大学健康科学教育センターで行うこととし、社会福祉研修所は廃止する。
- ・青森県すこやか福祉事業団を平成19年度までに独立民営化した上で、施設利用者の処遇を維持しつつ、安生園、八甲学園及び知的障害者総合福祉センターなつどまりの各施設を事業団へ民間移譲する。
- ・釜臥荘については、施設利用者の処遇を維持しつつ、平成17年度に社会福祉法人へ民間移譲する。(釜臥荘については、改定一次素案公表前からの既定路線である。)

その後、パブリックコメントの実施、数回にわたる行政改革推進本部会議（本部長＝知事）及び行政改革推進委員会の審議、青森県議会における質問等を経て、平成16年12月に第四次行政改革大綱が決定された。若干の表現や字句の修正はあったものの、第四次行政改革大綱の主な内容は改定一次素案と同一である。そして、青森県すこやか福祉事業団に関する方針は変更されていない。

従って、この二、三年のうちに、青森県すこやか福祉事業団は青森県の庇護から離れて、自立経営へ向けて困難な道程を歩まなければならないものといえる。

##### 2. 事業団の効率性に関する検討

###### 2.1 県費持出額について

民間施設であれば、基本的に措置費と支援費以外の収入は期待できないことから(注)、支出を措置費収入と支援費収入の範囲内に抑えるか、もしくは支出超過分につ

いては収益事業などその他の収入源を手当する必要がある。しかしながら、事業団においては県が一般財源で支出超過分を負担しており、これが県費持出となる。

(注) 民間の措置施設については、措置費に民間給与改善費（以下「民改費」と称す。）が含まれる。また、知的障害児施設については、保護者負担及び国庫支出金による収入がある。

県作成の資料によると、平成15年度における県費持出額は以下のとおりである。

(表1：県費持出額)

(単位：円)

	内 訳					県費持出
	事業団受入額	支援費	措置費	国庫支出金	その他	
事務局						
補助金	79,686,435					79,686,435
安生園						
管理運営委託科	277,359,831		183,687,322	100,000	75,216	93,597,293
釜臥荘						
管理運営委託科	162,670,119		111,156,704		45,388	51,468,027
八甲学園						
管理運営委託科	420,203,793		204,808,494			215,395,299
療育等支援事業	1,142,148					1,142,148
地域生活援助事業	16,712,760	16,712,760				
短期入所事業	5,344,807	5,344,807				
しらかば寮						
管理運営委託科	452,839,179	249,021,954			22,500	203,794,725
短期入所事業	1,159,412	1,159,412				
さつき寮						
管理運営委託科	331,230,255	228,392,136				102,838,119
地域生活援助事業	13,529,880	13,529,880				
希望の家						
管理運営委託科	59,885,410					59,885,410
社会福祉研究所						
管理運営委託科	46,159,533					46,159,533
長寿社会振興センター						
管理運営委託科	36,456,674			22,587,000		13,869,674
補助金	44,861,905			1,899,000		42,962,905
高齢者総合相談センター						
管理運営委託科	25,682,947					25,682,947
合計	1,974,925,088	514,160,949	499,552,520	24,586,000	143,104	936,482,515

(注) 八甲学園及びさつき寮の地域生活援助事業の支援費合計 30,242,640 円は、青森県を経

由せずに市町村から事業団へ直接支払われる。

上記表1から、平成15年度は、全施設を通じて約936百万円の県費持出が行われたことがわかる。

## 2.2 経常支出に対する人件費支出の割合の高さ

事業団における直近5事業年度の人件費の推移は以下のとおりである。

(表2：人件費の推移)

(単位：円)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
本部					
(A)人件費支出計	65,913,152	46,534,594	51,556,105	55,977,637	69,131,146
(B)経常支出計	76,956,676	57,923,260	61,435,992	68,685,963	79,309,722
(A)/(B)	85.6%	80.3%	83.9%	81.5%	87.2%
安生園					
(A)人件費支出計	181,170,692	170,485,536	182,405,092	188,638,950	177,198,619
(B)経常支出計	275,470,828	268,695,671	283,557,882	288,628,893	275,293,728
(A)/(B)	65.8%	63.4%	64.3%	65.4%	64.4%
釜臥荘					
(A)人件費支出計	111,740,494	110,149,974	104,966,469	115,055,388	114,877,386
(B)経常支出計	164,144,835	162,534,144	155,399,271	164,178,640	162,952,867
(A)/(B)	68.1%	67.8%	67.5%	70.1%	70.5%
八甲学園					
(A)人件費支出計	378,724,384	373,667,771	373,282,490	355,025,421	336,783,844
(B)経常支出計	506,948,727	508,587,451	509,743,393	484,625,030	447,310,427
(A)/(B)	74.7%	73.5%	73.2%	73.3%	75.3%
なつどまり					
(A)人件費支出計	652,485,846	670,149,395	664,721,101	663,074,157	667,655,604
(B)経常支出計	837,439,552	860,827,451	858,336,368	868,184,809	864,831,237
(A)/(B)	77.9%	77.8%	77.4%	76.4%	77.2%
社会福祉研修所					
(A)人件費支出計	53,912,982	53,910,366	54,978,961	44,536,451	35,121,346
(B)経常支出計	72,123,924	71,121,245	72,485,949	57,005,684	46,527,748
(A)/(B)	74.8%	75.8%	75.8%	78.1%	75.5%
長寿社会振興センター					
(A)人件費支出計	81,253,290	80,150,545	106,828,992	64,134,923	66,468,050
(B)経常支出計	208,373,747	205,207,283	178,377,986	132,151,420	116,981,390
(A)/(B)	39.0%	39.1%	59.9%	48.5%	56.8%

(出典：決算書より集計)

(注1) 上記数値は資金収支計算書をベースとしている。したがって経常支出計の金額には減価償却費など非資金的支出は含まれていない。また、経常支出計には固定資産取得支出、特定預金支出等を含んでいない。

(注2) 平成11年度、12年度、13年度は、旧社会福祉法人青森県社会福祉事業団と旧財団法人青森県長寿社会振興財団との合算数値である。

(注3) 「なつどまり」はジョブコーチ事業を含み、授産事業に係る収支を除く。

(注4) 長寿社会振興センターは高齢者総合相談センターを含む。

(注5) その他、金額の推移について

事務局：平成15年度の増加は県派遣職員2名増による。

八甲学園：平成15年度の減少は県派遣職員5名減とプロパー職員2名増による。

社会福祉研修所：平成14年度の減少は、プロパー職員1名減、平成15年度の減少は県派遣職員1名減による。

長寿社会振興センター：平成13年度の増加は退職金支払いによる。平成14年度の減少は県派遣職員2名減による。また、平成11年度及び12年度は、13年度以降に比べて委託費の支払額が約50百万円多いため、経常支出計が当該金額相当多くなっており、それを除いた人件費率は、13年度以降と大差ない。

経常支出に対する人件費支出の比率は極めて高い水準となっており、県費持出を減少させるためには人件費削減の問題を避けては通れないことがわかる。

## 2.3 高コスト体質に関する事業団の見解

事業団は、民間の社会福祉事業経営者、民間企業の管理職・有識者、大学教授等を構成員とする「青森県すこやか福祉事業団基本計画検討委員会」を平成15年度に設置し、平成16年3月に「青森県すこやか福祉事業団基本計画」を策定した。当該「基本計画」においては、事業団の高コスト体質の原因として、①県準抛の給与システムに基づく職員給与水準の高さ、②職員の高年齢化、③職員の過配置、④正職員比率の高さ、⑤県派遣職員の多さ、の5項目を挙げている。以下、この5項目について説明する。

### (1) 県準抛の給与システムに基づくプロパー職員の給与水準の高さ

昭和46年に旧厚生省により通知された「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」(いわゆる「46通知」)において、地方公共団体が設置した社会福祉施設の受託経営を主たる事業目的とする社会福祉事業団等のプロパー職員の処遇(給与、退職金等)は「事業団を設立した地方公共団体の職員に準ずるものとする」と記載されていたことを根拠に、事業団の給与制度について県と横並びまたは県に準ずる形態

で運営されていたことが、事業団を、民間と比較して高コスト体質としている要因であるとしている（「基本計画」25ページ）。現場において県派遣職員とプロパー職員とが混在して同一の業務にあたっている現状では、同一職種・同一賃金の原則から、プロパー職員の給与削減を行うことは難しいとしている（「基本計画」28ページ）。

（注）平成14年8月に発せられた「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準の取扱いについて」（いわゆる「改正46通知」）において、46通知は「義務」ではなく「技術的助言」であるとの位置付けが明確にされた。

### (2) 職員の高齢化

職員の平均年齢は43歳（県派遣職員を除くと平均年齢は40歳）。勤続20年以上が37%、40歳以上が63%を占めるとしている（「基本計画」14ページ）。

### (3) 職員の加配置

「基本計画」では「過配置」が生じており、適正な職員配置が必要であるとしている（「基本計画」14ページ）。

（注）厚生労働省等が定める標準的な人員配置よりも多くの人員を配置する意味で、一般に「加配置」と「過配置」の二通りの表記がされているようである。筆者が質問した限りにおいて、この表記の使い分けには確たる慣行はないようである。「基本計画」においては「過配置」という表記を用いているが、「過配置」という表記には否定的ニュアンスが強いものと思われるため、以下、引用部分を除き、本報告書では「加配置」という表記を使用する。

以下、私どもが入手した資料に基づき、実際にどの程度の加配置が生じているのかを検討してみる。

#### ①措置施設の加配置

措置費の制度においては、施設の定員によって職員の配置基準が決定される。一方、付与される措置費の金額は、入所者の状況により加算が行われることから（例えば、病弱等介護加算、重度知的障害児加算）、施設側は当該加算額の範囲内で、配置基準を超えた加配置を行うことが可能となる。

措置施設の職員配置基準と現員の比較は以下のとおり（数値は平成16年7月時点）。

（表3-1：措置費施設の配置職員）

	定員	措置費上の配置基準		現員	
安生園	100名	施設長	1名	1名	うち2名は非常勤
		事務員	2名	2名	
		主任生活指導員	1名	1名	
		生活指導員	1名	1名	
		主任介護職員	1名	1名	
		介護職員	9名	10名	
		看護職員	1名	2名	
		栄養士	1名	1名	
		調理員等	4名	7名	
		嘱託医	1名	2名	
			2名	調理員、うち4名は非常勤	
			2名	業務当直員、うち2名は非常勤	
			2名	専任当直員、うち2名は非常勤	

（出典：県作成の資料）

（注）業務当直員とは入所者の世話をするための当直員である。専任当直員とは施設の見回りをするための当直員である。

安生園の現場については、介護及び看護職員について2名が加配置（＝10名－12名）、調理員等について7名加配置（＝4名－11名）となる。嘱託医については、内科1名、精神科1名である。加配置9名については、措置費の加算額の範囲内である。また、県派遣職員数は、介護職員2名、看護職員1名である。

	定員	措置費上の配置基準		現員		
釜臥荘	50名	施設長	1名	1名	うち、非常勤職員1名	
		事務員	1名	2名		
		生活指導員	1名	1名		
		介護職員	5名	8名		
		看護職員	1名	1名		
		栄養士	1名	1名		
		調理員等	4名	5名		
				2名		うち、非常勤職員2名
				2名		業務当直員、うち2名は非常勤
				1名		2名

（出典：県作成の資料）

（注）介護職員は介助員を含む。

釜臥荘の現場については、介護・看護職員について3名が加配置（＝6名－9名）、調理員等について5名加配置（＝4名－9名）となる。その他、事務部門で1名が加配置（＝1名－2名）となっている。嘱託医については、内科1名、精神科1名である。加配置9名については、措置費の加算額で8人分がカバーされている。また、県派遣職員数は、施設長1名、介護職員1名、看護職員1名、調理員3名である。

	暫定定員	措置費上の配置基準		現員	
八甲学園	64名	施設長	1名	1名	うち2名は非常勤、うち6名は臨時  うち1名は臨時 調理員（うち3名は非常勤） 運転士（うち1名は臨時） 洗濯技能主事（うち1名は非常勤） 専任当直員（うち4名は非常勤） 縫製員（うち1名は非常勤） うち4名は非常勤
		児童指導員等	27名	33名	
		介助員	1名	1名	
		職業指導員	1名	1名	
		看護師	0名	1名	
		栄養士	1名	1名	
		事務員	1名	3名	
		調理員等	4名	6名	
				2名	
				2名	
		嘱託医	4名	4名	

（出典：県作成の資料）

（注）児童指導員等は保育士を含む。定員64名の場合、児童指導員等については、基準配置15名＋重度加算5名＋強度行動障害児配置2名＋地域療育等支援事業5名。嘱託医については、基準配置2名＋強度障害児配置2名。

八甲学園の現場については、児童指導員等について6名が加配置（＝27名－33名）、調理員等について11名が加配置（＝4名－15名）、事務部門で2名が加配置（＝1名－3名）となる。嘱託医については、内科1名、精神科2名、心理療法1名である。なお、県派遣職員数は、栄養士1名、児童指導員等2名である。

## ②支援費施設の加配置

支援費制度においては、定員と入所者の障害区分によって配置基準が決定される。

（表3-2：支援費施設の配置職員数）

	定員	支援費上の配置基準		現員	
しらかば寮	入所80名	施設長	1名	1名	うち4名は臨時 調理は外注による 運転員
		看護師等	28.8名	36名	
		栄養士	1名以上	1名	
		調理員等	4名以上	0名	
さつき寮	入所80名 通所15名	施設長	1名	1名	うち1名は臨時 調理は外注による 運転士（うち1名は臨時）
		看護師等	25.1名	24名	
		栄養士	1名以上	0名	
		調理員等	4名以上	0名	
各寮共通		嘱託医	各施設1名	4名	専任当直員（うち非常勤2名）
		事務員	各施設2名	5名	
				2名	

（出典：県作成の資料）

（注）看護師等についてはしらかば寮が配置基準18.6名＋障害区分10.2名。さつき寮が配置基準20.6名＋障害区分4.5名。看護師等には生活支援員、作業指導員を含む。なつどまりには、支援費の対象とならない指導事業に関わる指導部の職員が、上記の他に5名（うち臨時職員1名いる）。

看護師等について、しらかば寮で7.2人が加配置（＝28.8名－36名）、さつき寮で1.1名が不足（＝25.1名－24名）、事務部門で1名が加配置（＝2名×2施設－5名）、その他、運転士、専任当直員が加配置となっている。嘱託医については、内科、精神科、耳鼻科、歯科である。なお、県派遣職員数は、しらかば寮につき施設長1名、事務員1名、看護師等2名である。さつき寮につき看護師等1名である。その他、指導部に1名の県派遣職員が在籍している。

### （4）正職員比率の高さ

正職員と非常勤職員等の比率は8対2となっている（「基本計画」35ページ）。

### （5）県派遣職員の多さ

他県の事業団と比較しても県派遣職員数は格段に多いとしている（「基本計画」37ページ）。

以下の資料より、利用定員の割には県派遣職員数の多いことがわかる（数字は平成15年度）。

(表4：各県事業団の派遣職員数等)

(単位：人)

	青森県	秋田県	岩手県	宮城県	山形県	福島県
第一種社会福祉施設数 及び定員	5箇所 390人	8箇所 1,000人	10箇所 890人	9箇所 1,268人	12箇所 1,370人	14箇所 1,270人
第二種社会福祉施設数 及び定員	15箇所 38人	16箇所 64人	29箇所 122人	40箇所 136人	37箇所 131人	16箇所 13人
事務局人員数 (うち県職員数)	6人 (3人)	8人 (2人)	11人 (2人)	15人 (1人)	9人 (不明)	10人 (0人)
施設人員数 (うち県職員数)	159人 (31人)	407人 (0人)	370人 (26人)	446人 (不明)	488人 (不明)	526人 (2人)

(出典：事業団資料)

さらに、「基本計画」では、高コスト体質、具体的には人件費を削減するために、期限を定めて以下の施策を掲げ、中・長期的な展望として「自主的・自立的経営」を目指すとしている（「基本計画25ページ」。）

- ・早期退職制度の導入、能力主義型人事給与体制等による人事制度の見直し
- ・給与制度の見直し
- ・管理職・中間管理職の削減、職員のスリム化による適正な職員配置
- ・県派遣職員の引き揚げ（平成20年度までに県派遣職員を一桁にする）

(意見)

高コスト体質の一因が46通知に基づく県準拠の給与体系にあることは議論の余地がないと考えられる。県派遣職員とプロパー職員とが併存する状態で別々の給与体系を構築できないのであれば、県派遣職員の引き揚げが事業団の新しい給与体系構築の前提となるという理屈は理解できるが、以下の点に留意するべきである。

- ① 人事制度の見直しについて  
「独立民営化後の人事制度及び給与体系について」の項で述べる。
- ② 給与制度の見直しについて  
「独立民営化後の人事制度及び給与体系について」の項で述べる。
- ③ 職員の適正配置について  
施設によっては、職員数の削減が困難と考えられるものもある。この点については、「独立民営化にあたっての課題」の項で述べる。
- ④ 県派遣職員の引き揚げについて  
県派遣職員とプロパー職員との併存が、プロパー職員用の給与体系構築の障害だと

するならば、平成20年度までに県派遣職員を一桁にするという目標は、時間的に余裕がありすぎる感がある。（但し、前述のとおり第四次行政改革大綱で平成19年度までに事業団の独立民営化を行うことになったので、その時点までには、県への引き揚げまたは事業団への転籍等の処置が避けられないことになる。）

各施設における県派遣職員とプロパー職員の人員の推移は以下のとおり。

(表5-1：県派遣職員とプロパー職員の推移)

(単位：人)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年4月1日
八甲学園	54	53	56	53	52	
県職員	18	17	15	13	8	3
プロパー職員	29	27	30	28	(注)30	(注)34
非常勤等	7	9	11	12	14	
安生園	25	25	25	26	26	
県職員	10	9	8	7	5	3
プロパー職員	12	12	13	13	13	16
非常勤等	3	4	4	6	8	
釜臥荘	19	19	19	19	19	
県職員	9	8	7	6	6	6
プロパー職員	4	5	6	7	7	6
非常勤等	6	6	6	6	6	

(出典：事業団作成)

(注) 県OB1名を含む。

八甲学園、安生園及び釜臥荘では、県派遣職員の減少をカバーするように、プロパー職員及び非常勤職員が増加しており、引継ぎがスムーズに行われていくことが期待される。

(表5-2：県派遣職員とプロパー職員の推移)

(単位：人)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年4月1日
なつどまり	81	83	83	82	83	
県職員	4	4	4	5	7	6
プロパー職員	74	76	74	72	68	62 (注)
非常勤等	3	3	5	5	8	

(出典：事業団作成)